

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



## 31日以上雇用見込みは雇用保険加入

### 「雇用保険法」の改正案

厚生労働省は「雇用保険法」の改正案を今通常国会で審議し、この4月からの施行を目指すとしています。その主な内容は以下の三つです。

#### (1) 31日以上雇用見込みは雇用保険に

雇用保険への加入の際に必要な雇用見込み期間について、現行の「6カ月以上」から「31日以上」に短縮するとしています。週20時間以上の従業員に適用され、この適用拡大により、新たに255万人が雇用保険の加入対象になると試算されています。しかし、失業した場合の基本手当の受給要件は変更せず、会社都合による退職でも最低6カ月間は加入するという受給資格要件は変更ありません。

#### (2) 雇用保険料率の引上げ

労使折半とされている雇用保険料率については今年度限りとしていた雇用保険料率の暫定措置をやめ、一般の事業の場合、現

行の「0.8%」から「1.2%」（労使折半）に引き上げるとしています。

#### (3) 未加入扱いの遡及、2年超に

保険料を納付したにもかかわらず事業主が雇用保険の加入手続きを怠り、未加入扱いとなった人の遡及期間について、現行の「2年まで」から「2年超」とするとしています。「2年超」とは「10年」と思われます。

雇用保険の失業給付は保険料の納付期間に応じて日数が決まります。たとえば、8年間被保険者期間があれば、解雇などの場合は年齢に応じて120日～240日の給付が受けられます。しかし、事業主が被保険者資格取得を届出していない場合は、最長でも2年間しか保険料を納めていないとみなされ、給付日数が90日～180日に短縮されてしまいます。遡及期間を延長すれば、実際の納付期間に近づけられることになり、改善されることとなります。

# 国保・国年との比較 健保・厚年が格段に優れる

**質問** 従業員3人の個人事業主です。従業員の将来を考え、社会保険（健康保険と厚生年金）に加入することを従業員に図ったところ、国民健康保険と国民年金に加入しているので入りたくないといわれました。健保・厚年と国保・国年の違いを教えてください。

**回答** 国保や国年に比べ、健保・厚年は下表のように保険料の半額は事業主が負担し、給付内容についても格段に優れています。従業員5人未満の個人事業主が社会保険に加入するときは従業員の2分の1以上の同意を得て加入申請します。

## 国民健康保険と健康保険比較

	国民健康保険	健康保険
保険料	所得割＋均等割 (世帯主が負担)	半額事業主負担、従業員の負担は標準報酬月額 の4.685% (21年度率、介護保険料0.595%含む)
被扶養者の保険料	収入が0でも均等割負担(介 護保険料含み年48,300円)	無料
出産手当金	制度なし	産前産後休暇期間中 標準報酬日額の3分の2
傷病手当金	制度なし	傷病1年6カ月以内で標準報酬日額の3分の2

## 国民年金と厚生年金比較

	国民年金	厚生年金
保険料	月額約15,000円 (21年度14,660円)	事業主が半額負担 従業員負担額は標準報酬月額の 7.852% 給与19万円のときの保険料14,919円
被扶養配偶者 の保険料	月額約15,000円	無料(第3号被保険者)
老齢年金額	1年加入すると約2万円の年金 40年加入で約80万円の年金	標準報酬20万円で1年加入すると約34,000円の年 金になり、40年加入者の平均年金額は約240万円
障害年金の額	障害基礎年金1級 990,100円 障害基礎年金2級 792,100円	障害厚生年金1級＝障害厚生年金2級の1.25% 障害厚生年金2級 ＝792,100円＋障害厚生年金3級の額 障害厚生年金3級 最低でも594,200円
遺族年金の額	18歳未満の子がいる妻に支給 子が1人いる妻に 1,020,000円 " 2人 " 1,247,900円 子が18歳以上又はいないとき0円	㊦ 55歳の夫(平均報酬月額34万円、死亡当時月 給40万円)が亡くなったときの遺族厚生年金額 18歳未満の子が1人いるとき 1,684,900円 18歳未満の子が2人いるとき 1,912,800円 子が18歳以上、又はいないとき 1,259,100円

# 「取引先倒産による倒産」防止の共済制度

貸付限度額 3200万円を8000万円まで引き上げへ

## ◆ 中小企業の連鎖倒産を回避できるか？

新聞によれば、中小企業庁では、取引先倒産による中小企業の連鎖倒産を防ぐため、共済制度の拡充に関する改正案を国会に提出する予定とのことです。

拡充されるのは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済」（通称：経営セーフティ共済）制度です。

## ◆ 「経営セーフティ共済」とは？

同制度は、取引先が倒産して売掛金が回収できなくなった加入者に対し、共済金を無利子・無担保・無保証人で貸し付ける制度であり、全国の中小企業の約7パーセントに相当する約29万3,000社が加入しています。

現在の制度では、貸付限度額は「回収困難な売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍の額」のうちいずれか少ない額で、最高で3,200万円となっており、返済期間は5年間、返済方法は54カ月で均等分割による毎月返済となっています。

掛金月額は、5,000円から8万円までの範囲（5,000円刻み）で自由に選ぶことができ、掛金総額が320万円になるまで積み立てられ、払い込んだ掛金は、税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入することができます。

## ◆ 今回の改正案の内容

同制度の中で、貸付限度額である「3,200万円」を「8,000万円」まで引き上げるのが、今回の改正案です。

これは、企業の倒産件数が増加し、1件当たりの負債総額も高額になり、回収できなくなった売掛金債権の満額を借りることができなかった企業が、2006年度で加入企業の約13%に達したためです。限度額の引上げにより、この13%という数値が5%程度に抑えることができると試算されています。

2008年には同制度の新規加入者が急増したものの、ここ数年では減少傾向が続き、制度の運営が不安定になると指摘されています。中小企業庁では、さらに加入者を増やして不況の長期化による倒産増に備えたい考えのようです。



**●「協会けんぽ」保険料を9.34%に引上げ**

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の運営委員会は、2010年度の保険料率（労使折半）について、現行の全国平均8.2%から1.14ポイント引上げ、過去最高の9.34%とすることを決定した。引上げ幅は過去最大となり、4月から適用の予定。（1月28日）

**●鳩山首相「年金加入期間『25年』は長すぎ」**

鳩山首相は、衆議院の予算委員会（1月22日）で、年金の加入期間について「期間を短縮するのは重要な発想。『25年』というのは長すぎるとの思いを持っている」と発言し、期間の短縮に前向きな姿勢を示した。

**●税・社会保障の共通番号制度 今秋に法案**

峰崎財務副大臣は、税・社会保障の共通番号制度に関して、今秋の臨時国会にも関連法案を提出する方針を示した。今後、作業部会を立ち上げ、5月のゴールデンウィークをメドに論点を整理する考え。（1月22日）

**●自殺・うつ病対策でプロジェクトチーム**

長妻厚生労働大臣は、省内に「自殺・うつ病対策プロジェクトチーム」を設置し、初会合を開いた。自殺者や自殺の原因となるうつ病患者の増加を受けたもので、医療、雇用、精神障害の担当部局や外部の専門家などが参加している。（1月22日）

**●元社保庁職員40人が分限免職に不服申立**

社会保険庁廃止に伴い分限免職処分（民間の解雇に相当）となった元社会保険庁の職員40人が、懲戒処分歴のある職員が一律に日本

年金機構に不採用となったのは不当などとして、処分の取消しを求めて人事院に不服申立てを行ったことがわかった。年金記録の目的外閲覧（のぞき見）などで懲戒処分を受けた人が多数を占めている。（1月19日）

**●新入社員「食べていける収入で十分」**

日本生産性本部が新入社員を対象に行っている調査の結果を発表し、昨春入社の新入社員のうち47.1%の人が「人より多くの賃金を得なくても食べていけるだけの収入があれば十分だ」と考えていることがわかった。また、「年齢・経験を重視して給与が上がるシステム」を希望する人の割合は48.1%だった。いずれも調査開始以来最高の数字。（1月19日）

**●外国人研修生の受入れが減少傾向**

「外国人研修・技能実習制度」を利用した研修生の新規受入れについて、一昨秋以降の世界同時不況から1年以上経過してもいまだに減少傾向にあることが、財団法人国際研修協力機構（JITCO）の調査結果で明らかになった。統計によると、2009年1～11月の新規研修生は4万7,772人（前年同期比27.5%減）だった。（1月17日）

**●65歳以上は国保に加入 新高齢者医療**

厚生労働省は、「65～74歳」と「75歳以上」とを区分している現行の高齢者医療制度に代わる新制度の素案を発表した。65歳以上は原則として国民健康保険に加入することとするが、現役世代とは別勘定とし、医療実態に合わせた応分の負担を求める方針。2013年度の創設を目指すとしている。（1月12日）